

2014年10月24日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

(回答) 厳しい町財政の中ではありますが、住民生活の安定を最も重要な施策と位置付け、社会保障施策の充実に努めていきたいと考えています。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

(回答) 自治体の業務である徴税事務(滞納整理)を、より機能的・効率的に進めるため、協定により機構を設置したものであり、それぞれが自治体の事務として実施しているものです。

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差し押禁止財産は差し押さえないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 税滞納者への対応は、法に基づき適切に対応しています。

**【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。**

### 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 国の制度に準じています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(回答) 予定はありません。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答) 予定はありません。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答) 予定はありません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(回答) 「自立相談支援事業」の実施方法は、検討中です。生活保護の受給手続きは、国の制度に準じています。

### 2. 安心できる介護保障について

#### ★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答) 基金は取り崩す予定。保険料の多段階は予定はありません。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 「南知多町社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱」に基づき一定の低所得者に対して実施しています。これ以外で新たに減免する予定はありません。

#### (2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答) 特別養護老人ホーム等の施設整備については、保険給付の財源(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画策定において検討します。町独自の特別養護老人ホームへの助成制度は平成21年度に、離島介護サービス施設整備補助金を平成26年度に、それぞれ制定し、町から補助を実施しています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

(回答) 南知多町の地域包括支援センターは直営で1箇所です。中学校区毎に設置する予定はありません。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(回答) 賃金等への財政支援の考えはありません。研修につきましては、愛知県市町村振興協会と南知多町の主催で、日本福祉大学社会福祉総合研修センターに委託し、ケアマネを対象とした

「介護支援専門員研修」とヘルパーを対象とした「現任介護職員研修」を実施、また、知多中南部  
居宅介護サービス事業者連絡会の主催で、日本福祉大学に委託し、「サービス事業者振興事業」  
として、介護職員を対象に各種研修・公開講座を実施しています。

### ★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

- ①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後  
退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現  
行単価を引き下げないでください。

(回答)介護保険事業計画策定において検討。

- ②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き  
下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

(回答)介護保険事業計画策定において検討。

- ③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

(回答)国基準に準じて行う。

### (4)高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。  
ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実し  
てください。

(回答)配食サービスは安否確認のために実施しています。その他の生活支援につきましては、  
必要により実施を検討します。なお、ひとり暮らし高齢者等要援護者へは、民生委員及び地域包  
括支援センター職員が訪問し、実態把握を行っています。ひとり暮らし高齢者(町基準該当者)へ  
は、平成25年9月より2カ月に1回、町職員による見守り訪問を行っています。

イ.高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

(回答)今のところ実施予定はありません。

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの  
助成金を拡充してください。

(回答)現在11箇所です。サロンの立ち上がり、その運営費については、報償費・消耗品・備品等の必  
要経費については助成をしています。サロンの増に努めます。

エ.高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)今のところ、高齢者住宅を公営で整備する予定はありません。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げくださ  
い。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

(回答)配食サービスは、見守りを必要とする高齢者に対し、原則平日昼食週7日以内で実施して  
います。また、ふれあい昼食会は社会福祉協議会主催で実施しています。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)実施に向けて検討します。

### ★(5)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)今のところ実施する予定はありません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請  
書」を自動的に個別送付してください。

(回答)今のところ実施する予定はありません。

### 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)現在の制度を存続させていただきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)18歳年度末まで医療費助成をしています。ただし、中学生と高校生等は、償還払い制度で、通院は自己負担額の2分の1の助成、入院は自己負担額の助成で実施しています。小学生以下は、現物給付(窓口無料)で実施しています。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)平成25年10月診療分より、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対して、精神疾患だけでなく全ての疾病または負傷に係る医療費の自己負担額の助成を現物給付で実施しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)今のところ実施予定はありません。

### 4. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)平成21年度より、妊婦健康診査を14回、産婦健康診査を1回無料で実施している。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答)就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯までとしており、現在のところ、その拡大(1.4倍等)の考えはありません。また、年度途中でも申請できる旨は、案内文書に記載し周知しています。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

(回答)賄い材料費等につきましては、本来保護者負担と考えておりますので、無料化する予定はありません。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

(回答)町内には、保育所が公立5か所、私立1か所あり、どの保育所でも、保育に格差はない。

### 5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)国民皆保険の元での医療制度の実施を考えると、医療は国により一本化して行うべきと考えます。その前段としての都道府県単位化であれば、財政の安定化、被保険者の受けるサービス、保険税等の負担の公平化などの観点から必要と思われます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)医療費に対する税不足が深刻化してきた状況のなか、急激な保険税の引き上げを緩和するため、平成23年度より一般会計からの繰入を行っています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による

減免を実施してください。

(回答) 18歳未満の被保険者を対象として所得に関係なく一律に国保税を減免することについては考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

(回答) 減免制度につきましては、現状の制度の範囲で運用を考慮しており(低所得者に対する軽減制度もあり)、拡充は国保財政への負担増となるため考えていません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 町条例に「当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者及びこれに準ずると認められる者」となっており、現状要件「前年所得が200万円以下で当年の見込所得が2分の1以下に減少すると認められる世帯」の範囲内で運用を考慮しており、拡充は国保財政の負担増となるため考えておりません。

### ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 資格証明書交付対象世帯のうち、公費負担医療対象者、18歳年度末までの子どもには短期保険証を交付しています。また、窓口交付は納税相談等の大切な機会ととらえていますが、更新手続き等にみえない方で、特別な事情のある方には、郵送での交付もしています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答) 資格証明書の方に対しては、未納分の保険税への充当を事前に説明しています。また、特別な事情がある場合は短期保険証を交付しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

(回答) 分納の状況に応じては正規の保険証を交付しています。また、短期保険証の有効期限は6カ月です。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 保険税の徴収については、臨戸訪問を実施することにより、納付指導、分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しております。また、短期証・資格証明書の対象にならないように他の税に優先して納付するようにしており、加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。しかし、悪質な場合は差押えもやむを得ないと考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 平成23年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対して実施しています。

## 6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答) 国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答) 国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答) 国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答) 国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(回答) 国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答) 国の制度に準じております。

## 7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 現在のところ、考えていません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答) 今年度は、4,000円の助成ですが、来年度は他市町の状況を踏まえて検討します。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答) 現在のところ、考えていません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

(回答) 要望する予定はありません。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

(回答) 要望する予定はありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

(回答) 要望する予定はありません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

(回答) 要望する予定はありません。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

(回答) 要望する予定はありません。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 要望する予定はありません。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

(回答) 要望する予定はありません。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

### (2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

(回答) 詳細については、まだ検討中である。

以上